

「デリバティブ取引における顧客 清算取引のレバレッジ比率規制 上の取扱い」に関する市中協議 文書の公表について

2018年11月
金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した市中協議文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。市中協議文書の内容については必ず原文を当たって御確認下さい。本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。



目次

1. 背景・経緯
2. 市中協議で提案されているオプション等
3. 今後の予定

1. 背景・経緯：市中協議の対象

- 全ての銀行に対する最低水準

$$\text{連結レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本(Tier1資本)の額}}{\text{総エクスポージャーの額}} \geq 3\%$$

- 分母：総エクスポージャーの主要項目

①オンバランス資産

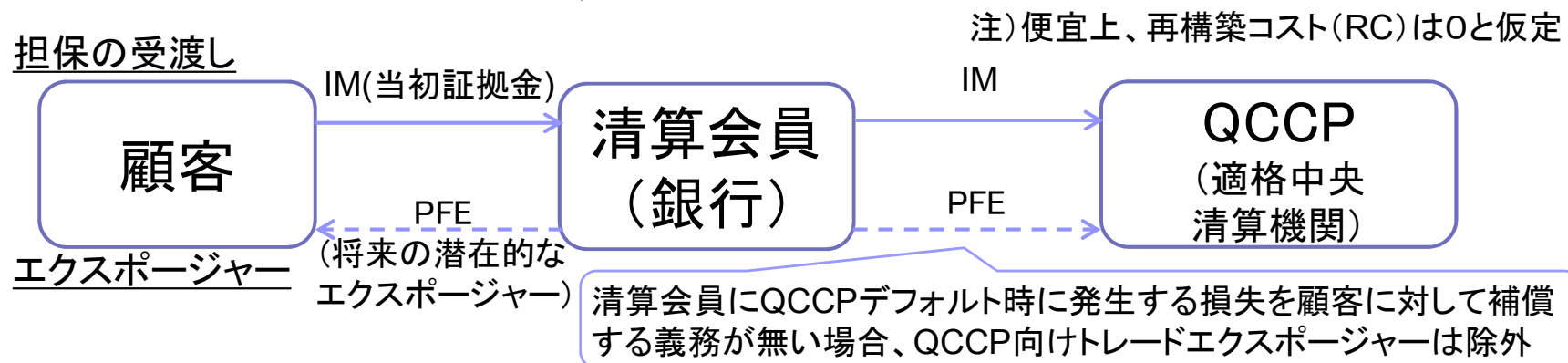
②デリバティブ取引等

うち顧客清算取引に伴うエクスポージャー ← 市中協議の対象

③レポ取引等

④オフバランス資産

1. 背景・経緯：顧客清算取引



2014年 現行定義	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 修正カレント・エクスポージャー方式には、もともとIMによるPFE削減効果なし。 ✓ 証拠金によるRC削減効果は、以下の例外を除いて認めない。 <ul style="list-style-type: none"> • 一定の要件を満たした現金変動証拠金の受渡しは決済とみなし、RCを減額。
2016年 市中協議文書	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 修正標準的手法(SA-CCR)において、IMによるPFE削減効果なし。 ✓ 証拠金によるエクスポージャー削減効果は、以下の例外を除いて認めない。 <ul style="list-style-type: none"> • 一定の要件を満たした現金変動証拠金の受渡しは決済とみなし、RCを減額。 • 変動証拠金の受渡しによるマージン期間の短縮効果は、PFEの縮減を通して反映。
2017年 最終文書	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市中協議文書と同内容。 ✓ ただし、中央清算取引に与える影響をモニター・レビューする(後述)。

1. 背景・経緯： バーゼルⅢ最終合意

- バーゼル委は、2017年12月、レバレッジ比率規制におけるデリバティブ・エクスポージャーの計測手法として、カウンターパーティ・リスク計測手法を修正したもの（修正SA-CCR）を最終化。
 - ✓ 顧客のデリバティブ取引をCCPへ仲介する清算会員銀行は、顧客から差し入れられたIMにより、当該デリバティブ取引のPFEを削減することができない。
- また、最終化後の作業として以下を明記。
 - ✓ 顧客清算取引の取扱いへの影響を継続モニタリングする。
 - ✓ 2年以内に、レバレッジ比率が銀行の清算サービス提供に及ぼす影響と、その結果として清算機関によるクリアリングの強靭性に与える影響のレビューを完了する。

1. 背景・経緯：バーゼルⅢ最終合意後の作業

- バーゼル委は、バーゼルⅢ最終化後、前述のレビューを開始。
- 金融安定理事会等と共同で取り纏めた市中協議文書「店頭デリバティブの清算集中インセンティブ」(2018年8月7日公表)もレビューの一環と整理可能。

➤ 市中協議文書は、「レバレッジ比率規制上のIMの取扱いが、顧客清算取引にディスインセンティブを与えている可能性がある」との分析結果を示している。

*“Analysis of quantitative and qualitative survey data and market outreach suggest that the treatment of initial margin in the **leverage ratio** can be a disincentive for client clearing service providers to offer or expand client clearing.”*

- このレビューは、G20の重要な政策目標(システミックリスクの縮減とより安全なデリバティブ市場を目指すための、清算集中の促進)の達成を意識したもの。



1. 背景・経緯： 市中協議の主たる目的

- バーゼル委は、10月に公表した市中協議において、レバレッジ比率規制における顧客清算取引の証拠金の取扱いに絞って、改訂することの是非、改訂する場合の修正オプションを、市中に問うている。

“the Committee seeks the views of stakeholders as to whether a targeted and limited revision of the leverage ratio exposure measure is warranted with regard to the treatment of client cleared derivatives.”

2. 市中協議で提案されているオプション等

【提案オプション】

(Option 1) IMについての取扱い不変(最終規則の改訂不要)

(Option 2) IM(現金、非現金)によるPFE削減効果を認識

(Option 3) IM及び変動証拠金(VM)(現金、非現金)によるPFE削減効果及びRC削減効果を認識

(→自己資本比率規制におけるSA-CCRと同様の取扱い)

	Replacement cost				Potential future exposure			
	IM		VM		IM		VM	
	Cash	Non-Cash	Cash	Non-Cash	Cash	Non-Cash	Cash	Non-Cash
Option 1			✓					
Option 2			✓		✓	✓		
Option 3	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓



2. 市中協議で提案されているオプション等

バーゼル委は、特に以下の点についてコメントを募集。

- ①最終規則での取扱いを修正する必要がある（Option2または3）場合、それを裏付ける具体的かつ確固とした経験的証拠の有無（concrete and robust empirical evidence）
- ②上記2つの改訂案についてどの程度G20の政策目標に適切に対応できるのか
- ③レバレッジ比率規制の改訂の結果、顧客清算取引業で将来起こりうる行動力学



2. 市中協議で提案されているオプション等

【分別管理】

分別管理に関しては、以下の点について意見等募集。

- IMのオフセットの要件として、分別管理を求めることに関するメリット
- 実際に顧客清算取引のサービスを提供している銀行等で適用している分別管理基準の詳細及びその有効性についての見解
(=デフォルト時に、顧客から提供されたIMが保護されるよう定めた分別管理基準の有効性)



3. 今後の予定

- 今回の市中協議文書に対するコメントは、2019年1月16日までに以下のBISのウェブサイトに英文でご提出下さい。

<https://www.bis.org/bcbs/commentupload.htm?cdpath=/bcbs/publ/d451.htm>

- コメントは特段の断りが無い限り、全てBISのウェブサイトに掲載されます。